

「港湾請負工事積算基準」に係る令和8年度標準賃金について

(令和8年3月1日から適用)

1 潜水士（ダイバー）標準賃金

(円/日)

| 潜水深度 | 標準賃金 |
|----------|--------|
| 10m未満 | 52,900 |
| 10～20m未満 | 58,500 |
| 20～30m未満 | 64,100 |
| 30～40m未満 | 69,700 |

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士（ダイバー）に準じる。

上廻り員は、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

2 船舶および機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

(円/日)

| 名 称 | 標準賃金 |
|-------|--------|
| 船舶製作工 | 32,200 |

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料（基本給及び諸手当）、通勤手当、賞与、退職金等である。